

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	小児慢性特定疾病医療費助成事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、小児慢性特定疾病医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

評価実施機関名

静岡県知事

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成事務
②事務の概要	小児慢性特定疾病医療費助成事務は、保険医療世帯の市町民税(所得割)の課税額等により自己負担金が発生するため、住民税に関する情報や生活保護等の受給情報などを照会し、自己負担金額の決定を行っている。 情報管理については、統合宛名システムにより行っている。
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費助成事業等受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表 8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第6号、第10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-3309
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課 静岡市葵区追手町9番6号 054-221-3309
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に地方公共団体において策定した情報セキュリティポリシー等を遵守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. ②	課長 鈴木 宏幸	課長 佐藤 浩平	事後	
平成29年6月6日	I 関連情報 1. ②	情報管理については、保健福祉総合情報システムにより行っている。	情報管理については、統合宛名システムにより行っている。	事後	
平成29年6月6日	I 関連情報 1. ③	保健福祉総合情報システム(小児慢性特定疾患医療給付管理システム)	(削除)	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. ②	課長 佐藤 浩平	こども家庭課長		様式の改正に伴う変更
平成31年3月28日	IVリスク対策	—	追記		様式の改正に伴う変更
令和3年10月1日	I 関連情報 4. ②	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条1、2、3、4、5号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、87の項番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条1、2、3、4、5号、第44条1、2、3、4、5号)	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、56の2の項、87の項番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条	事後	
令和5年12月20日	I 関連情報 5. ①	静岡県健康福祉部こども家庭課	静岡県健康福祉部こども未来局こども家庭課	事後	実態に即した修正
令和7年1月10日	I 関連情報 3	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条2、3号	・番号法第9条第1項別表 8の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1号、第6号、第10号	事後	法令改正に伴う修正
令和7年1月10日	I 関連情報 4. ②	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の9の項番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の26の項、56の2の項、87の項番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、第44条	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13の項 ○情報提供に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項	事後	法令改正に伴う修正